

○津幡町公共土木施設愛護活動支援事業実施要綱

平成14年3月18日

津幡町告示第20号

(目的)

第1条 本町の道路、河川等の公共土木施設において除草、清掃、花卉の植栽等の愛護活動をボランティアで行う団体(以下「愛護ボランティア団体」という。)に対し、毎年度予算の範囲内において活動に要する資機材等を支給し、もって生活環境の美化の推進を図ることを目的とする。

(対象活動)

第2条 この事業の対象となる活動は、次の各号に掲げるものとする。ただし、占用物件の維持管理及び営利を目的とした活動の一環として行うものは除く。

- (1) 国、県及び町が管理する道路 実延長500メートル以上の区間において行う道路の路肩、法面、植樹帯の除草、側溝の清掃及び花卉の植栽
 - (2) 県及び町が管理する河川 実延長300メートル以上の区間に行う堤防敷の除草及び清掃
 - (3) 町が管理する調整池 除草及び清掃
 - (4) その他公共土木施設愛護活動として町長が認めたもの
- 2 この事業の対象となる活動は、年2回以上(町が主催する清掃事業等は除く。)実施し、かつ、3年以上継続するものでなければならない。

(町の支援内容)

第3条 この事業の対象となる支援は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 草刈機、鋏、一輪車、バリケード、収納庫等の資機材の支給
 - (2) 箒、鎌、草刈機の刃、軍手、ゴミ袋等の消耗品の支給
 - (3) 混合油等の燃料の支給
 - (4) 花の種、花の苗、肥料等の原材料の支給
 - (5) 手押し式又は乗用式草刈機等の物品の借上げ
- 2 前項に規定する支援の額は、初年度10万円、2年度以降5万円を限度とする。
- 3 愛護ボランティア団体の活動に係る保険は、毎年町が負担するものとする。

(対象団体)

第4条 この事業の対象となる団体は、町内に住所を有する者で構成する概ね10人以上の団体で次の各号に定めるものとする。

- (1) 町内会
- (2) 子ども会
- (3) 青年団
- (4) 女性団体
- (5) 壮年会
- (6) 老人会
- (7) PTA
- (8) 保護者会
- (9) その他町長が特に認める団体

(登録等)

- 第5条 愛護ボランティア団体の登録を受けようとするものは、津幡町公共土木施設愛護ボランティア団体登録申請書(様式第1号)に関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、津幡町公共土木施設愛護ボランティア団体登録書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。
 - 3 愛護ボランティア団体の登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)が登録した事項に変更を生じたとき、又はその活動を中止したときは、速やかに津幡町公共土木施設愛護ボランティア団体登録事項変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(活動報告)

- 第6条 登録団体は、毎年5月末日までに津幡町公共土木施設愛護事業計画書(様式第4号)に関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。
- 2 登録団体は、事業が完了したときは、速やかに津幡町公共土木施設愛護事業実績報告(様式第5号)に関係書類を添付して、町長に報告しなければならない。

(看板の設置)

- 第7条 町は、登録団体が事業を行うにあたっては、活動場所にその内容を表示した看板を設置するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月18日津幡町告示6号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。